

<緊急事態宣言及び都知事の要請を受けての執務対応について(2020/5/6 まで) >

平素より格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

執務対応として、職員の出勤縮小を行うこととし、緊急事態宣言が解除されるまで、職員は交代制で執務致します。

執務時間中の電話連絡は従来通り対応する予定ですが、状況に応じて職員全員がテレワークを実施する場合がございます。

その場合の御連絡は、ご案内済みの担当弁護士の e-mail 宛（または下記連絡先電話番号迄）に御願ひ致します。

お客様、関係各位におかれましては、ご不便お掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

COVID-19 の 1 日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

【テレワーク実施中の連絡先電話番号】

弁護士園部 050-5242-5354

弁護士伊藤 050-5375-5071

弁護士片岡 050-5375-5306

弁護士中尾 050-5375-5320